



## 在宅医療市民啓発活動事業を補助します

「在宅医療」を広く知っていただくために、市民企画による啓発活動（講演会・勉強会など）にかかる経費の一部を補助します。

対象事業：7月1日（金）～ 令和5年3月31日（金）に実施される事業  
※同一申請者（団体）による申請は、一年度2回までとします

応募資格：市民または、四日市市を活動拠点とする市民活動団体など

補助限度額：活動に直接必要な経費の2分の1（講師料については全額補助）  
ただし、補助金額には上限があります

募集スケジュール：4月8日（金）～ 6月17日（金）【健康福祉課 必着】  
必要書類を、郵送か直接、健康福祉課（市役所3階）へご提出ください。  
申請の内容を審査し、補助金交付が決定した場合は、決定通知をお送りいたします。

応募書類：募集要項等の応募に必要な書類は、健康福祉課、各地区市民センターにあります。  
また、市のホームページからもダウンロードできます。

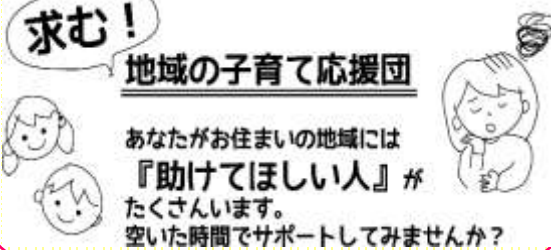
【問い合わせ先】健康福祉課 TEL354-8281

## 子育てを地域で支えあう 四日市市ファミリー・サポート・センター 新規援助会員講習会のお知らせ

ファミリー・サポート・センターは、子育てを地域で支えあう会員組織です。  
あなたの力を子育て支援に活かしてみませんか？受講開始から1年以内に受講を完了すれば、援助会員として登録できます。1講座からでも受講できます。

**求む！**  
**地域の子育て応援団**

あなたがお住まいの地域には『助けてほしい人』がたくさんいます。  
空いた時間でサポートしてみませんか？



場 所：三浜文化会館

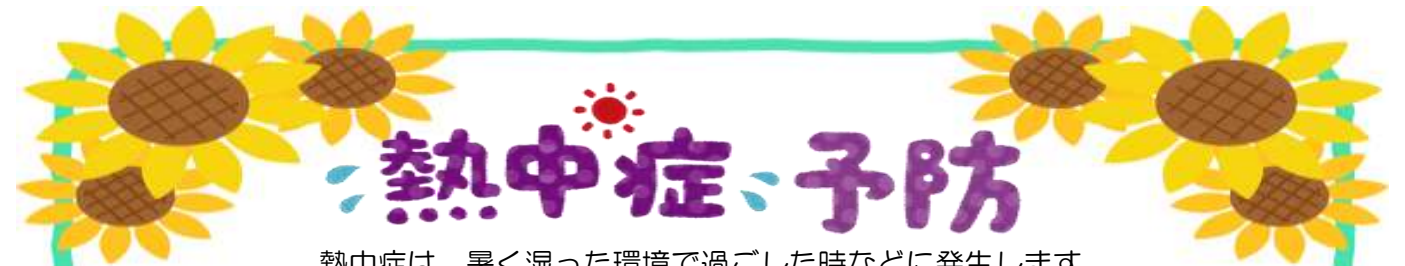
申 込 み：5月28日（土）までに電話にてお申込みください。

テキスト代：2,053円

そ の 他：託児あり（無料）※事前にお申込みください。

【申込み・問い合わせ先】四日市市ファミリー・サポート・センター TEL323-0023  
(NPO 法人体験ひろば☆こどもスペース四日市内)

日時	内容
6月4日（土） 10:00～15:15	相互援助活動の趣旨・子どもの権利 子どものあそび
6月5日（日） 10:00～15:40	子どもの病気。子どもの心に寄り添う ファミリー・サポート 活動の流れ
6月11日（土） 10:00～15:45	子どもの心と身体の発達 小児看護
6月12日（日） 9:30～15:45	発達障害について ～その子どもとの接し方～ 子どもの栄養と食生活
6月18日（土） 10:00～15:15	子どもの安全と事故・救急法 講習のまとめ



熱中症は、暑く湿った環境で過ごした時などに発生します。

熱中症を予防し、暑い夏を元気に過ごしましょう。

1. 喉が渇いていなくても、こまめに水分補給をしましょう。
2. 日頃から暑さに備えた体づくりと体調管理をしましょう。
3. 上手にエアコンや扇風機を使い、部屋の中を涼しくしましょう。  
こまめな換気も忘れずに。
4. 屋外で人と2m以上(十分な距離)離れている時はマスクを外しましょう。

【問い合わせ先】健康づくり課 TEL354-8291

## 毎年6月1日は「人権擁護委員の日」です

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権にかかわる活動をしている民間のボランティアです。全国に約14,000人、四日市市には18人の委員がいます。地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。人権についてお困りやお悩みの際は、以下の人権相談電話をご利用ください。新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見や差別、いじめ等の人権相談も受け付けています。

みんなの人権110番（全国共通） 0570-003-110

※ おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります（平日8:30～17:15）

インターネット人権相談窓口 <https://www.jinken.go.jp/>

（パソコン・スマートフォン共通）

※ 相談フォームに必要事項を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール、電話又は面談で回答があります。

